

関係各位

輸出貿易管理令の運用等の一部改正について

今般、以下のとおり輸出貿易管理令の運用等について一部が改正されましたのでお知らせいたします。

1. 改正の内容

ベラルーシ共和国を仕向地とする貨物の輸出及び技術の提供について、特別一般包括許可、特定包括許可及び特定子会社包括許可の対象外とする。

2. スケジュール

公布日： 令和4年3月 3日（木）

施行日： 令和4年3月 10日（木）

※3月10日（木）以降に積載・搭載されるものから適用対象となりますので、上記許可に係る包括輸出許可証を用いて輸出申告を行わないようご注意ください。

詳細については、経済産業省ホームページをご覧ください。

（経済産業省ニュースリリース）

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/220303_sankou1.pdf

（メールアドレスの220303とsankou1の間にアンダーバー）

【経済産業省 問い合わせ先】

貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課

電話： 03-3501-2801（直通）

【問合せ先】

東京税関業務部 通関総括第4部門

電話：03-3599-6341

ベラルーシを仕向地とする貨物の輸出及び技術の提供の包括許可要件等の見直しについて

令和4年3月3日
経済産業省貿易管理部

1. 目的

令和4年3月3日、ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、国際的な平和及び安全の維持を図るとともに、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、国際輸出管理レジームの対象品目のベラルーシ共和国向け輸出の禁止等に関する措置を含む外国為替及び外国貿易法に基づく措置について閣議了解された。同閣議了解に基づき、まずは、リスト品目のベラルーシ向け輸出及び役務の提供について、審査手続を一層厳格化することとし、「輸出貿易管理令の運用について」（運用通達）等を改正し、ベラルーシを仕向地とする貨物の輸出及び技術の提供について、包括許可の要件及び提出書類等を改める。

2. 改正内容

(1) 「輸出貿易管理令の運用について」（運用通達）関係

運用通達の別表第1「輸出許可等事務の取扱区分」中、別紙の「輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分」において、ベラルーシを「ち地域」及び「ろ地域」に含め、「い地域②」、「と地域①」及び「と地域②」から除くことにより、ベラルーシを仕向地とする貨物の輸出及び技術の提供について、以下の改正を行う。

- ① 特別一般包括許可、特定包括許可及び特定子会社包括許可の対象外とする。
- ② 許可申請に当たっての提出書類を変更する。
- ③ 許可申請の窓口を原則本省とする。

(2) 「包括許可取扱要領」及び「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」（提出書類通達）関係 国及び地域区分に関し、運用通達と同様の改正を行う。

3. スケジュール

令和4年3月 3日（木） 改正通達の公布
3月10日（木） 改正通達の施行

4. 改正の対象

- (1) 「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号・62貿局第322号）
- (2) 「包括許可取扱要領」（平成17年2月25日付け輸出注意事項17第7号・平成17・02・23貿局第1号）
- (3) 「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」（平成24年4月2日付け輸出注意事項24第18号・平成24・03・23貿局第1号）

(本発表資料のお問合せ先)

貿易経済協力局貿易管理部

安全保障貿易審査課長 横田 純一

担当者: 門野、森

電話: 03-3501-1511(内線 3281)

03-3501-2801(直通)

03-3501-6004(FAX)